

災害対策基本法施行規則及び災害救助法施行規則の一部を改正する府令案に関する御意見募集
(パブリックコメント) の結果について

令和7年6月24日
内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(総括担当) 付

「災害対策基本法施行規則及び災害救助法施行規則の一部を改正する府令案」について、令和7年4月25日から令和7年5月25日までの間、電子政府の総合窓口(e-Gov)に掲載することを通じて、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、3件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と当該御意見に対する内閣府の考え方については、以下のとおりです。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

通し番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>被災者援護協力団体や相談支援専門員が、被災地で大した仕事をせず、十分な活動をした体で費用を請求してきた場合も支払うのですか？</p> <p>支援団体に提供した被災者の情報などについて、団体関係者が後日故意に流出させた場合や、被災地で犯罪行為をしていたことが発覚した場合、支払った費用を返させたり団体として罰したり登録を抹消するなどの対処はしないのですか？</p>	<p>被災者援護協力団体の実費の弁償については、災害救助法第8条第2項から第4項の規定の通りであり、実費弁償に当たっては適切な運用がはかられるよう努めてまいります。なお、違反者等への登録の取消についてはパブリックコメントの対象外ですが、被災者援護協力団体の登録の取消の規定については、災害対策基本法第33条の9に定められている通り、また、災害対策基本法第90条の6の規定に違反して秘密を漏らした者に対する罰則については災害対策基本法第112条の2の規定の通りです。</p>
2	<p>当法人では大規模災害時に視覚障害者の災害支援活動を実施している。直近の能登半島地震においても、現地に赴いて支援活動を行ったが、個人情報保護法に阻まれて、要支援者名簿等の必要な情報を取得することができなかった。そのため、支援が必要な視覚障害者に会えずに取り残されていることが予想される。災害発生の緊急事態においては、必要な情報が提供されることが望まれる。また、こうした災害支援活動にかかる経費は、視覚障害者を支援する団体が捻出しているが、国からの補助金等、活動に対する財政援助が行われる制度の確立が望まれる。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

※取りまとめの都合上、いただいた御意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。